

扶桑町創業等支援資金融資保証料助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、創業者等の負担軽減と町内産業の発展及び振興を図ることを目的として、愛知県経済環境適応資金のうち創業等支援資金融資（以下「融資」という。）を受けた者に対し、その融資に係る信用保証料（以下「保証料」という。）を予算の範囲内において助成することに関し、扶桑町補助金等の予算執行に関する規則（昭和50年扶桑町規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 扶桑町内に主たる事業所を有する、又は有する予定の個人及び法人
 - (2) 融資に係る保証料を一括納付した者
 - (3) 市町村民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税に滞納がない者（法人の場合は、代表者も含む。）
- 2 融資に借換資金を含む場合は、その借換金額に相当する保証料は助成しないものとする。
- 3 第1項に掲げる助成対象者のうち第10条に規定する返還金の滞納がある者は、助成の対象としないものとする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、愛知県信用保証協会の発行する信用保証書記載の保証料全額とする。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、扶桑町創業等支援資金融資保証料助成金交付申請書（様式第1。第8条において「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 愛知県信用保証協会の発行する信用保証書の写し
- (2) 貸付実行報告書（様式第2）
- (3) 愛知県経済環境適応資金融資制度要綱で定める創業等支援資金に係る創業計画書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(助成金の決定等)

第5条 町長は、助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付を適当と決定した者については、扶桑町創業等支援資金融資保証料助成金交付決定通知書(様式第3)により申請者に通知し、助成金の交付が適当でないと決定した者については、扶桑町創業等支援資金融資保証料助成金却下通知書(様式第4)により通知するものとする。

(助成金の請求)

第6条 前条に規定する決定通知を受けた者は、速やかに助成金交付請求書(様式第5)により、町長に助成金の請求を行うものとする。

(助成金の交付)

第7条 町長は、前条に規定する請求により速やかに助成金を交付するものとする。

(申請事項変更の届出)

第8条 申請者は、申請書の記載事項に変更があったときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(助成金の取消し等)

第9条 町長は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) この要綱又は助成金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により、助成金を受けようとしたとき、又は受けたとき。

2 前項の場合において、町長は、当該取消しに係る部分に関して既に助成金が交付されているときは、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(助成金の返還)

第10条 前条第2項の規定により助成金の返還を命じられた者は、助成金を返還しなければならない。

2 助成金の交付を受けた者のうち、繰上償還等により保証協会から保証料の全部若しくは一部が返戻された者は、その額に助成金交付時の定める率を乗じた額を町に返還しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

扶桑町創業等支援資金融資保証料助成金交付申請書

年 月 日

扶桑町長 様

住所

名称

氏名

印

電話番号

愛知県信用保証協会の保証を得て金融機関から融資を受けたので、扶桑町創業等支援資金融資保証料助成金交付要綱第4条の規定により助成金の交付を下記のとおり申請します。

申請額	金 円		
金融機関名			
制度名		保証番号	No.
融資金額	① 金 円		
保証期間	か月（うち措置 か月）		
保証料率	%		
信用保証料	② 円		
要綱による 算定基礎	$\times \left\{ \left(\quad - \quad \right) / \left(\quad \right) \right\} =$ $\textcircled{2} \times \left\{ \left(\textcircled{1} - \textcircled{3} \right) / \textcircled{1} \right\} = \text{申請額 (100円未満切り捨て)}$		
回収条件となった 保証付貸付	保証番号	制度名	完済金額③ 円
	保証番号	制度名	完済金額③ 円

添付書類

- 1 愛知県信用保証協会の発行する信用保証書の写し
- 2 貸付実行報告書
- 3 納税証明書類（扶桑町外で賦課されている第2条第1項第3号で定める税）
- 4 創業計画書の写し
- 5 委任状（代理申請の場合）

情報開示（提供）に関する同意書

私は、次の事項の情報を扶桑町長に開示（提供）することに同意します。

1. 市町村民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の納税状況
（法人の場合は、代表者も含む。）
2. 保証料の返戻に関する事項
（繰上返済日、保証協会からの返戻金の有無、返戻予定額及び返戻予定日等）

なお、繰上返済をした場合、速やかに扶桑町長へその旨申し出ます。

年 月 日

扶桑町長 様
愛知県信用保証協会 御中

住所

名称

氏名

印

様式第2（第4条関係）

貸付実行報告書

年 月 日

扶桑町長 様

金融機関名 印

下記のとおり、愛知県融資制度の創業等支援資金の貸付けを実行しましたので報告します。

記

融 資 先	住所 名称 氏名
保 証 番 号	
融 資 金 額	金 円
融 資 年 月 日	年 月 日
融 資 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
回収条件となつた保証付貸付	保証番号
	制度名 完済金額 円
	保証番号
	制度名 完済金額 円
備 考	保証番号
	制度名 完済金額 円

様式第3（第5条関係）

扶桑町創業等支援資金融資保証料助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

扶桑町長 印

年 月 日付けで申請のあった助成金については、扶桑町創業等支援資金融資保証料助成金交付要綱第5条の規定により、金 円を交付することに決定したので通知します。

（助成金の返還）

繰上償還等により保証協会から保証料の全部又は一部が返戻されたとき、その額に助成金交付時の定める率を乗じた額を町に返還すること。

様式第 4 (第 5 条関係)

扶桑町創業等支援資金融資保証料助成金却下通知書

第 号
年 月 日

様

扶桑町長 印

年 月 日付けで申請のあった助成金については、扶桑町創業等支援資金融資保証料助成金交付要綱第 5 条の規定により、下記の理由により却下することにしたので通知します。

記

却下の理由

様式第5（第6条関係）

助成金交付請求書

年 月 日

扶桑町長 様

住所

名称

氏名

印

年 月 日付け第 号で交付決定通知のありました扶桑町創業等支援資金融資保証料助成金について下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農協 店
(フリガナ) 口座名義人	
種 別	普通 当座
口座番号	

委任状

年 月 日

扶桑町長 千田 勝隆 様

委任者
(申請書) 住所
名称
氏名
電話番号

印

私は、下記の者を代理人と定め

※あてはまる番号を○で囲む

- 1. 創業等支援資金融資信用保証料助成金
- 2. 創業等支援資金融資利子補給助成金
- 3. 創業資金利子補給助成金
- 4. その他 ()

の申請に関する一切の権限を委任します。

記

受任者 金融機関名

本支店名

担当者名

印